

参考資料

浦安市国民健康保険条例附則第4項の規定による新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する規則（令和2年規則第47号）の一部改正
(下線の部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>(浦安市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日)</p> <p>第3条 浦安市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第26号）附則に規定する規則で定める日は、<u>令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染した（当該感染症の感染が疑われるときも含む。）被保険者に対して傷病手当金の支給を始める日とする。</u></p> <p>附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(浦安市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日)</p> <p>第3条 浦安市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第26号）附則に規定する規則で定める日は、<u>令和5年3月31日とする。</u></p>